

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（のり養殖施設）
発生日時	令和4年1月21日 13時10分ごろ
発生場所	香川県土庄町小豊島北東方沖 唐櫃港B防波堤西灯台から真方位102° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 29.2′ 東経134° 07.8′）
事故の概要	漁船竜王丸2は、北西進中、のり養殖施設に衝突した。
事故調査の経過	令和4年3月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 竜王丸2、1トン OY3-20554（漁船登録番号）、個人所有 第271-19328号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 舵、プロペラ翼及びプロペラ軸に曲損 のり養殖施設 のり網及び枠網に切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 高潮時（高松）、潮流 北西流約1～2ノット（kn）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、操業を終えて帰港の目的で約13knの対地速力で北西進していた。 船長は、正船首方向にある山を見ながら北西進していたところ、のり養殖施設に衝突したことに気付いた。 船長は、本事故周辺海域の小豊島北方沖にのり養殖施設があることを知っていたが、空腹で早く帰港しようとして見張りが疎かになっていたところ、帰港地がある正船首方向の山を見ながら航行すれば帰港できると思い、遠くの目標物を見ていたと本事故後に思った。 船長は、本船にGPSプロッターが搭載されていたが、本事故当時、目視のみで航行していた。 海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム（海しる）では、漁具定置箇所図として区画漁業（養殖場）が掲示されており、さらに詳細な最新の情報については所管部署に問い合わせることと注意書きされていた。
分析	本船は、帰港地に向けて北西進中、船長が、空腹で早く帰港しようとして見張りが疎かになっていたところ、帰港地がある正船首方向の山を見ながら航行すれば帰港できると思い、遠くの目標物に注意を向けて航行を続けていたことから、のり養殖施設に向かって航行してい

	<p>ることに気付かず、同養殖施設に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が帰港地に向けて北西進中、船長が、空腹で早く帰港しようとして見張りが疎かになっていたところ、帰港地がある正船首方向の山を見ながら航行すれば帰港できると思い、遠くの目標物に注意を向けて航行を続けていたため、のり養殖施設に向かって航行していることに気付かず、同養殖施設に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム（海しる）で表示される区画漁業内ののり養殖施設に関する詳細な最新の情報を所管部署の漁業協同組合等に問い合わせるなどし、正確な位置情報を把握した上で、GPSプロッターにマークするなどしてのり養殖施設に接近しないこと。 ・ 船長は、出漁前に常時食料を備えておき、適度に食事を取るとともに、航行中、空腹時であっても一定の目標物等に注意を向けることなく、常時、適切な見張りを行うこと。